

福井工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

平成9年9月24日規則第7号

改正	平成13年 3月 9日規則第 1号	平成15年 9月18日規則第 6号
	平成17年 3月10日規則第 1号	平成19年 9月 6日規則第 5号
	平成20年 2月20日規則第 1号	平成20年 4月10日規則第 3号
	平成24年 8月 9日規則第10号	平成26年 1月 9日規則第 2号
	平成26年 7月18日規則第17号	平成28年 3月 3日規則第18号
	平成31年 3月13日規則第 7号	令和元年 5月29日規則第20号
	令和 2年 3月26日規則第69号	令和 2年12月 9日規則第97号
	令和 6年 1月10日規則第 2号	令和 6年 8月 7日規則第20号

(趣旨)

第1条 福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（昭和40年規則第1号）第36条第2項及び第39条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(授業)

第2条 1単位時間は、50分を標準とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び特別研究のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科の学生は、開設する授業科目のうち、選択科目の履修に当たっては、年度当初に、別紙第1号様式による選択科目受講届を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

2 専攻科の学生は、前項により届け出た選択科目について、受講科目を変更する場合は、選択科目受講変更届を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(定期試験)

第4条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、課題等提出物、口頭発表等によって評価し得る科目については、試験を行わないことがある。

2 定期試験に際し、不正行為を行った者の当該試験期間の全科目の成績は、0点とする。

3 懲戒処分のため定期試験を受けることができなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。

- 4 病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対し、別紙第2号様式の提出により追試験を実施することができる。

(再試験)

- 第5条 科目担当者が、教育上必要があると判断した場合には、再試験を実施することができる。

(成績の評価)

- 第6条 授業科目の成績評価は、シラバスに記載された評価方法によって行うものとする。成績の評価は、100点法による。ただし、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、インターンシップ及び海外インターンシップの評価は、合格又は不合格とする。

(成績の評定及び序列)

- 第7条 成績は、次の区分によって秀、優、良、可、不可と評定する。また、各評定区分に対応したG P (Grade Point) を次表のように定める。

評定	秀	優	良	可	不可
評点	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
G P	4	3	2	1	0

ただし、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、インターンシップ、海外インターンシップについて、G Pは定めない。

- 2 G P A (Grade Point Average) に、学期G P Aと累積G P Aを定め、次のように算出する。それぞれ小数第3位を四捨五入し小数第2位までを求める。ただし、G Pが定められていない科目は、算出から除く。

$$\text{学期G P A} = \frac{(\text{当該学期の合格科目のG P} \times \text{合格科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期の成績評価された履修科目の総単位数}}$$

$$\text{累積G P A} = \frac{(\text{在学期間の合格科目のG P} \times \text{合格科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{在学期間の履修科目の総単位数}}$$

不合格科目を再履修し、合格の評価であった場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合、「在学期間の履修科目の総単位数」に、それぞれ再履修前の不合格科目に関しては算入しない。

- 3 学期で成績による序列が必要な場合は、学期G P Aの値が高い者を上位として序列をつける。学年で成績による序列が必要な場合は、累積G P Aの値の高い者を上位として序列をつける。

(不合格の基準)

- 第8条 成績評定が不可の科目及び欠課時数が年間授業総時数の3分の1を超える科目は、不合格とする。

(単位の認定)

- 第9条 第6条及び第7条の規定に基づき、秀、優、良、可又は合格に評価された授業科

06030 専攻科の授業科目の履修等に関する規則

目については、当該単位数を修得したものと認めるものとする。

(再履修)

第10条 不合格科目は、別紙第3号様式による再履修願を校長に提出させ、次年度再履修させることができる。

(修了に必要な単位)

第11条 専攻科の修了に必要な単位数は、62単位とし、一般科目については5単位以上、専門共通科目については26単位以上、専門展開科目については31単位以上修得するものとする。

(他専攻の授業科目の履修)

第12条 他の専攻で開設されている選択科目の履修により修得した単位は、6単位を限度として、当該専攻における単位として認定することができる。

(その他)

第13条 この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月9日改正)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月18日改正)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日改正)

この規則は、平成17年3月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年9月 6日改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月20日改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月10日改正)

この規則は、平成20年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年8月9日改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月9日改正)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在学する者にかかる成績評定は、第1学年に遡及し適用する。

附 則 (平成26年7月18日改正)

1 この規則は、平成26年7月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、平成25年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この規則に

06030 専攻科の授業科目の履修等に関する規則

よる改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5及び別表第6の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

附 則（平成28年3月3日改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に在学する者にかかる成績評定は、第1学年に遡及し適用する。

附 則（平成31年3月13日改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月29日改正）

この規則は、令和元年5月29日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年12月9日改正）

この規則は、令和2年12月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月10日改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月7日改正）

この規則は、令和6年8月7日から施行する。